

令和3年第5回阿武町議会臨時会 会議録

令和3年11月22日(月曜日)

開会9時00分～閉会10時33分

議事日程

開会 令和3年11月22日(月) 午前9時

臨時議長紹介

臨時議長挨拶

開会の宣告

仮議席の指定

町長あいさつ

日程第1 選挙第1号 阿武町議会議長の選挙について

(議長追加日程)

日程第2 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙について

日程第3 発議第1号 議席の決定について

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 発議第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 報告第1号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

(追加日程その1)

追加日程第1 発議第3号 特別委員会の設置について

追加日程第2 発議第4号 特別委員会委員の選任について

追加日程第3 報告第2号 特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

町長議案説明

日程第8 議案第1号 阿武町監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて

(追加日程その2)

追加日程第4 所管事務調査 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

全員協議会 全協協議第1号 阿武町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1番	米	津	高	明
2番	上	村	萌	那
3番	白	松	靖	之
4番	西	村	容	子
5番	松	田		穰
6番	池	田	倫	拓
7番	市	原		旭
8番	末	若	憲	二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長（総務課長事務取扱）	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	齊

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開 会 9時00分

○**事務局長** 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。事務局長の俣野と申します。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の米津高明議員は、議長席をお願いいたします。

(臨時議長 米津高明議員、議長席に着く)

○**臨時議長** (米津高明) ただ今紹介されました米津です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○**臨時議長** ただ今の出席議員は、8人全員です。よって、令和3年第5回阿武町議会臨時会は成立をいたしました。これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

仮議席の決定

○**臨時議長** 仮議席の指定を行います。仮議席は、臨時議長において、ただ今着席の議席といたします。

(仮議席は、開会前に行ったくじによる。1番、市原 旭、2番、末若憲二、3番、池田倫拓、4番、米津高明、5番、白松靖之、6番、西村容子、7番、上村萌那、8番、松田 穰)

○**臨時議長** ここで、本臨時会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

町長あいさつ

○**町長** (花田憲彦) 令和3年第5回阿武町議会臨時会の開会にあたり、一言

ご挨拶を申し上げます。朝晩の寒気も一段と深まり日増しに寒くなってまいりましたが、先ずは今回の阿武町議会議員一般選挙におきまして、町民の期待を背負ってめでたくご当選を果たされここにご参会の議員各位に対し、心からお喜びを申し上げます。

申し上げるまでも無く、阿武町議会は昭和30年1月1日の阿武町発足以来、今年で65年目を迎えたところではありますが、これまで先輩諸賢のご努力とご活躍により伝統ある議会として、町政の堅実なる発展と町民の福祉に大きく寄与されてまいりました。この伝統ある阿武町議会の議員に再任、再選、或いは新たに議員となられました各位が、今後4年間の議員或いは議会活動を通じて阿武町の発展のために、大いにご活躍になられますようお願いを申し上げる次第であります。

さて、国政におきましては、阿武町議会議員選挙と同日に投開票された参議院議員山口県選挙区補欠選挙に続きまして、38日間という戦前を含めて史上最短となる第一次岸田内閣が10月14日に衆議院を解散、この解散に伴い第49回衆議院議員総選挙の投開票が先月の31日に行われ、戦後最も慌ただしい政権選択選挙となり、今月10日には第二次岸田内閣が発足したところでありますが、新政権については、現在急速に終息したかのような新型コロナの第6波に対する備えをはじめ、傷んだ経済の立て直しと拡大する格差の解消に向けた成長と分配に対する具体的な政策、そして、緊張が高まる東アジアの安全保障など、我が国が抱えるさまざまな課題解決に向けた政策や実行力が求められているところであります。このような国政状況の中、私も今年の5月に2期目の町政を担わせていただくことになり、気持ちも新たに日々の町政の発展に尽力しているところでありますが、この間特に意を用いて対応してまいりましたのが、町民の生命を守るための新型コロナウイルスの感染に対するワクチン接種であります。このワクチン接種におきましては、ご案内のとおり今年の4月か

ら9月までの約半年間にわたって斎藤、政井両先生をはじめ医療関係者や関係機関が一丸となって対応に当たってきた結果、県内ではどこの市町よりも早く2回目の接種を完了し、新型コロナウイルスの感染者が未だゼロを更新していることは大変喜ばしいことであり、小さな町の大きな利点として町民と行政の相互の信頼と協力の賜物であると思っていますところでもあります。また、コロナ感染予防のため、昨年から今年にかけてほとんどの行事やイベント等が中止や延期を余儀なくされ、まちづくり懇談会をはじめとした町民の皆様から直接ご意見を伺う場もなかなか設定できない状況でありましたが、ここに来てコロナの感染状況もようやく落ち着いてきたようでもありますので、明日の午後に1年8か月ぶりに開催の運びとなりました八代重紀のコンサートを皮切りに、11月25日から30日にかけてまちづくり懇談会を町内3地区で開催するほか、12月の5日には阿武小中学校PTAの役員の方々の皆さんとの意見交換会であるカジュアルトーク、そして12月10日には町民センター開館25周年を記念したNHKラジオ公開録音「真打ち競演」の開催も予定しているところでもあります。今後とも新型コロナウイルスの感染対策には十分配慮しながら、少しずつ日常を取り戻す中で、阿武町の利点を最大限生かしながらも“打てば響く町民の一人ひとりに寄り添う町づくり”を推進してまいりたい所存であります。しかしながらその一方で、少子高齢化にはなかなか歯止めがかからず、定住対策をはじめ魅力ある子育て支援や高齢者の交通の確保、情報化に対応するインフラの整備、第一次産業の進展や後継者問題、そして、商工業の事業継承問題、さらに地域内循環を目指す持続可能な人、もの、お金の流れの再構築など、さまざまな課題や問題が山積しているのも事実であります。私は町長に就任して以来、こうした課題や問題に対し、スピード感を持ってさまざまな政策を通じてまちづくりを進めているつもりであり、また、ここに至るまでその都度議会を通じて政策等についてのご説明も申し上げ、ご議論を重ねていただいた中で今日の町の

姿があるわけでありまして。今回の改選により現職4人、新人4人がそれぞれご当選されたところでありますが、特に新人議員におかれましては、これまでのまちづくりに対する経過や経緯等をご理解いただくため、ぜひ広報紙や町のホームページ、或いはこれまで積み上げてきた一般質問の議事録等にもお目を通していただければと思っていますところでありまして。そして、今後とも行政と議会が正に車の両輪のごとく一体となって町政のさらなる進展を目指して前進していけるよう議員各位には格別のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第1 選挙第1号 阿武町議会議長の選挙

○臨時議長 次に日程第1、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙を行います。選挙の方法については、本会議場での投票により決する場合と、全員協議会であらかじめ決めておく場合とがありますが、議員の皆さんいかがでしょうか。

(1番 市原 旭議員より「はい」と呼ぶ声あり)

○臨時議長 はい。市原議員。

○1番 市原 旭 まず全員協議会で、選挙の方法について協議をしてはいかがでしょうか。

○臨時議長 ただ今、市原議員から、全員協議会で選挙の方法を協議してはどうかとの提案がありましたが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○臨時議長 異議がないようですので、ここで会議を閉じて全員協議会のため暫時休憩いたします。議員の皆さんは委員会室の方へ移動をお願いします。

休 憩 9時12分

(この間、全員協議会)

再開 9時19分

○臨時議長 全員協議会のための休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第1、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙を行います。選挙の方法については全員協議会での協議の結果、地方自治法第118条第1項の規定により投票にしたいと思いますが、これにご異議はないでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○臨時議長 全員ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることと決定をしました。それでは、議場の閉鎖を行います。

(議会書記、議場を閉鎖する。)

○臨時議長 ただ今の出席議員は8人です。なお、全員協議会において末若議員、私米津がそれぞれ立候補をします。

それでは、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により立会人に池田倫拓議員及び上村萌那議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いをいたします。

(職員が投票用紙を各議員に配布する。)

○臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長 配布漏れなしと認めます。それでは投票箱を点検します。

(職員により、投票箱が空であることを臨時議長及び議員に見せる。)

○臨時議長 異常なしと認めます。

(職員、投票箱を発言台にセットする。)

○臨時議長 ただ今から投票を行います。議席順に投票をお願いいたします。

(各議員、発言台で投票を行う。臨時議長は、職責上席を離れることなく、最後に職員が投票箱を持って議長席へ行き投函する。)

○臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。以上で投票を終わります。

続いて、開票を行います。それでは、池田議員、上村議員は開票の立ち会いをお願いします。

(職員が開票を行い、選挙結果を臨時議長に報告する。)

○臨時議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数は8票、有効投票8票、無効投票は0票です。有効投票8票の内、末若議員7票、私米津議員1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は2票です。従って、末若議員が議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

ここで、当選の告知を行います。ただ今、議長に当選されました末若議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

(末若憲二議員、「謹んで」お受けします」の声あり)

○臨時議長 末若憲二議員の議長就任の承諾のご発言がありましたので、議長が決定いたしました。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終了します。ご協力ありがとうございました。末若憲二議員、議長席へどうぞ。

(臨時議長は自席に戻り、末若憲二議員が議長席に移動する。)

○議長(末若憲二) 議長就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。ただ今議長選挙におきまして、議員の多くの皆様方からご支持をいただき、議長の大役を引き受けることとなりました。身が引き締まる思いと同時に、改めて責任の

重さを痛感しております。私自身、何分にも浅学菲才ではありますが、一生懸命大役を務める所存でございます。

この度の議会議員選挙におきましては、多くの新しい議員さんが当選され、それと同時に若返りもしました。今後の議会運営の中で新しい考えや意見が出てくると思われます。それらを議会運営にぜひ生かしたいと思えます。

また、これからの議会運営は、執行権限を持つ執行部と議決権を持つ議会側とのそれぞれの権限を尊重しあい、また、適度な緊張関係を保ちつつ、公正公平で円滑な議会運営に努め、開かれた議会になるよう議会改革にも取り組み、住民の皆様方から信頼していただける議会を、各議員と共に協力して町民の負託に応え、単独町政である阿武町が今後も発展するため、また、大きな目標であります地方創生が成し遂げられるよう頑張っていく所存です。今までの先輩議員の皆様方が築きあげられてきた伝統あるこの阿武町議会を、皆様方と共にしっかり継承してまいります。

そのためには、皆様方のご指導、ご鞭撻、さらにはご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは、直ちに議長の職を執らせていただきます。

(議長追加日程)

○議長 ここで、議事日程について、お手元に配布のとおり日程第1に続き、議事日程を追加したいと思います。これにご異議ありますか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって追加議事日程のとおり、本日の日程に追加することに決定しました。

日程第2 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙

○議長 日程第2、選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙を行います。選挙の方法については、本会議場で投票により決する場合と、全員協議会であらかじめ決めておく場合とがありますが、いかがでしょうか。

(8番 松田 穰議員より「はい」と呼ぶ声あり)

○議長 はい。松田 穰議員。

○8番 松田 穰 議長選と同様に、まず全員協議会で、選挙の方法について話し合っただけではいかがでしょうか。

○議長 ただ今、松田議員から、全員協議会で選挙の方法を協議してはどうかとの提案がありました。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 異議がないようですので、ここで会議を閉じて全員協議会のため暫時休憩いたします。議員の皆さんは委員会室の方へ移動をお願いいたします。

休 憩 9時33分

(この間、全員協議会)

再 開 9時39分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2、選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙についてお諮りします。選挙の方法は、投票又は指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありますか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

それでは、指名推選の候補についてどなたか発言をお願いします。

(3番、池田倫拓議員より「はい」と呼ぶ声あり)

○議長 池田倫拓議員。

○3番 池田倫拓 私は、市原旭議員を推薦します。市原議員については、議会の関係だけでなく、阿武町農村青年協議会のメンバーとして福賀地区の地域振興に尽力されると共に、現在では、農事組合法人福の里の副組合長としても活躍をされ、本町の農業振興にも尽力されてきました。よって、副議長として市原旭議員が適任ではないかと思っておりますので推薦します。以上です。

○議長 その他ありませんか。ないようですのでお諮りします。ただ今指名がありました市原旭君を副議長とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、ただ今市原旭議員が副議長に当選されました。

ここで、当選の告知を行います。

ただ今、副議長に当選されました市原旭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

(市原旭議員、「謹んでお受けします。」の声あり)

○議長 市原旭君の副議長就任の承諾のご発言がありましたので、副議長が決定しました。副議長、新たにご挨拶があればよろしいですか。

○副議長(市原 旭) 大役ではありますが、これまでの人生経験を生かして精一杯務めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長 これをもって、副議長の選挙を終わります。

ここで会議を閉じて10分間休憩し、その後、議員のみの全員協議会を開催します。議員の方は時間がきましたら委員会室の方へご移動をお願いします。

休 憩 9時41分

(この間、全員協議会)

再 開 10時7分

○議長 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第3 発議第1号、議席の決定

○議長 日程第3、発議第1号、議席の決定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることとされています。慣例により7番を副議長、8番を議長、その他の議員においては、期数の若い順にしており、先ほど全員協議会においてくじを引き、議席を決定しておりますので、職員をして朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長 それでは議席順に報告します。議席番号1番、米津高明議員、2番、上村萌那議員、3番、白松靖之議員、4番、西村容子議員、5番、松田穰議員、6番、池田倫拓議員、7番、市原旭副議長、8番、末若憲二議長、以上となります。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、米津高明議員、2番、上村萌那議員を指名します。

日程第5 会期の決定

○議長 日程第5、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期については、本日1日と決定しました。

日程第6 発議第2号から日程第7 報告第1号

○議長 日程第6、発議第2号、議会運営委員会委員の選任について、を議題とします。議会運営委員会委員の選任については、先ほど全員協議会において決定がなされておりますので、職員をして朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、委員を発表します。池田倫拓議員、松田穰議員、米津高明議員、白松靖之議員、以上4名となります。

○議長 お諮りします。発議第2号については、ただ今事務局長朗読のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員は、ただ今朗読のとおり選任することに決定しました。

日程第7、報告第1号、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、副委員長の互選も、先ほど全員協議会で協議がなされており、委員長に池田倫拓君、副委員長に白松靖之君、以上のとおり選任されておりますので報告します。

ここで、追加議事日程等配布のため、暫時休憩します、

休 憩 10時12分

（この間、追加日程及び発議を配布）

再 開 10時13分

○議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(追加日程その1)

○議長 ここで、議事日程についてお諮りします。ただ今配布いたしました議事日程のとおり、特別委員会の設置について、特別委員会委員の選任について、特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について、の3件を議事日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議事日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第3号 特別委員会の設置について

○議長 追加日程第1、発議第3号、特別委員会の設置について、を議題とします。職員をして議案説明をさせます。議会事務局長。

○議会事務局長 発議第3号、特別委員会の設置についてご説明いたします。本件につきましては、民意の集約反映に務めながら行財政改革を推進し、住みよく明るい町を創るため、阿武町議会委員会条例第4条の規定により、特別委員会を設置するものです。委員会の名称は阿武町行財政改革等特別委員会、委員の定数は7人をもって構成し、設置期間は令和3年11月22日から、議会が付議事件の調査終了を議決するまでとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 お諮りします。本件については質疑等を省略し、議案のとおり設置したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、特別委員会の設置については、議案のとおり設置することに決定しました。

追加日程第2 発議第4号から追加日程第3 報告第2号

○議長 追加日程第2、発議第4号、特別委員会委員の選任について、を議題とします。特別委員会委員については、定数が7人ですので、議長を除く全議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は議長指名のとおり選任することに決定しました。

○議長 続いて、追加日程第3、報告第2号、特別委員会委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、副委員長の互選も先ほどの全員協議会で協議がなされておりますので、その結果を報告します。委員長に松田穰君、副委員長に上村萌那君、以上のとおり選任されましたので報告いたします。

町長 議案説明

○議長 ここで、町長より議案についての概要説明をお願いします。町長。

○町長 ただ今は、議会構成等も滞りなく決まったようでありまして、心からご同慶に存する次第であります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。それでは、本臨時会にご提案申し上げご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。議案第1号、阿武町監査委員の選任につき同意を求めることについて、につきましては、改選後の議員の中から選任する監査委員の選任につきまして、ご同意をお願い申し上げます。次に、全員協議会におきましては、阿武町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の選任についてご協議を申し上げることとしております。以上で、本日もご提案申し上げご審議をいただきます議案等につきまして、概要説明を終わりますが、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、担当参与

からご説明をいたさせますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長 以上で、町長の概要説明を終わります。

日程第8 議案第1号 阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについて

○議長 日程第8、議案第1号、阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについて、を議題とします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の6ページをお願いいたします。説明の前に、今空欄になっております住所の欄に、阿武町大字奈古2766番地4、そして氏名の欄に、松田穰、そして生年月日の欄に、昭和47年3月16日とご記入ください。それでは、議案第1号、阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについて、をご説明いたします。本案件につきましては、議員の任期が新たに始まったことに伴い、議員の中から選任する監査委員の選任であります。今回松田穰議員を新たに監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定より、議会のご同意を求めるものであります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で説明を終わります。

松田穰議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、本件の審議が終了するまでの間、しばらくご退場をお願いします。

(松田穰議員、退場)

○議長 お諮りします。ただ、議題となっております議案第1号については人事に関するものでありますので、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。従って、本議案については質疑、討論を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより採決を行います。採決は挙手により行います、議案第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

松田穰議員の除斥を解除いたします。

(松田穰議員 入場)

○議長 松田議員にお知らせします。ただ今議会選出の監査委員に同意されましたので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

ここで、議事日程配布のため暫時休憩します。

○議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 10時23分

(追加日程及び議案(継続調査申出書)を配布する)

再 開 10時24分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

(追加日程その2)

追加日程第4 所管事務調査 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長 ここで、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。ここで、議会運営委員長から説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（池田倫拓） 先ほどお配りした資料をご覧ください。議会運営委員会は所管事務の内、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の特定の事件として、議員の任期中の継続調査とする旨申し出るものです。なお、調査期間は議会議員の任期満了まで継続調査となっております。以上で説明を終わります。

○議長 お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会開催のため暫時休憩します。直ちに委員会室へ全員移動をお願いします。

休 憩 10時27分

（この間、全員協議会）

再 開 10時32分

○議長 全員協議会のための休憩を閉じて、会議を続再開します。

以上で、本臨時会に付議されました議案は全て議了しました。これをもちまして閉会とします。

全員ご起立をお願いいたします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会臨時議長 米 津 高 明

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 米 津 高 明

阿武町議会議員 上 村 萌 那